告　示　第１２９号
令和８年１１月１８日

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
水　道　局　長　　遠　　藤
章

河頭排水処理場電気計装設備工事の請負契約に係る事後審査型制限付き一般競争入札について（公告）

河頭排水処理場電気計装設備工事の請負契約に係る事後審査型制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の５の２の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第１６７条の５第２項及び第１６７条の６第１項並びに鹿児島市水道局契約規程（平成２０年水道局規程第７号）によって準用する鹿児島市契約規則（昭和６０年規則第２５号）第３条の規定により公告します。

記

１　入札に付する工事名等

(1) 工 事 名　　河頭排水処理場電気計装設備工事

(2) 工事場所　　鹿児島市犬迫町１２６６番

(3) 完成期限　　令和１１年３月１６日まで

(4) 工事概要　　本工事は、河頭排水処理場の電気計装設備を更新するものである。

ア　高圧受変電設備の設置	１式
イ　配電設備の設置	１式
ウ　コントロールセンタ・補助継電器盤の設置	１式
エ　１号脱水設備設置に伴う操作盤の設置	１式
オ　１号供給流量計の設置	１式
カ　１号汚泥濃度計の設置	１式
キ　計装変換器盤の設置	１式

２　予定価格

落札決定後に公表する。

3　入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島市水道局の建設工事等競争入札参加資格を有し、電気工事で登録されている者であること。

(3) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）の許可業種につき、電気工事業の許可を受けてからの営業年数が５年以上であること。

(4) 本工事に係る設計業務等の受注者（日本水工設計株式会社）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(6) 本公告の日から落札決定の日までの間において、鹿児島市水道局建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成８年７月１０日制定）に基づく指名停止又は鹿児島市水道局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成２６年３月３１日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に受けた建設業法に基づく経営規模等評価の結果通知書を有し、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

(8) 令和８年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登載に係る令和８年８月１日付けの有資格決定通知書（以下「有資格決定通知書」という。）に記載された電気工事に関する客観点数（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、これらの手続開始の決定後に新たに受けた建設業法第２７条の２９第１項の総合評定値）が１，０００点以上であること。

(9) 平成２８年度以降に、元請として、水道施設（簡易水道は除く。）又は公共下水道施設における高圧受変電設備工事の完成工事実績（新設又は更新工事の完成実績。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０パーセント以上のものに限る。）を有していること。

(10) 本公告の日現在において連続して３月以上の直接的な雇用関係にある者を、本工事に主任技術者（電気）又は監理技術者（電気）として専任で配置できること（工場製作のみの期間については、専任でなくとも可とする。）

4　入札参加の申込方法

本工事の入札に参加を希望する者は、令和８年１２月２日（水）午後５時１５分まで（かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（土曜日、日曜日及び休日を除く午前８時３０分から午後８時まで）内に限る。）に、鹿児島市電子入札運用規約（平成２０年２月１８日

制定。以下「運用規約」という。）第２条第１号に規定する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争参加資格確認申請書画面において、事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を添付して申込みを行うこと。ただし、やむを得ない理由で電子入札システムを使用できない者及び運用規約第５条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、上記期日までに申込書を鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係に直接持参し、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

なお、入札参加を希望する時点では申込書のみを提出することとし、１８に掲げる事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を提出して資格審査を受ける者は、落札候補者に限るものとする。

５　設計図書等の閲覧及び質疑応答

(1) 本工事の閲覧用設計書、図面及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、本公告の日から令和８年１２月１０日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係において閲覧に供する。

なお、設計図書等は、鹿児島市水道局ホームページにおいても本公告の日から令和８年１２月１０日（木）までの間、閲覧に供する。

(2) 設計図書等に関して質問がある場合には、質問事項を記載した質疑応答書を直接持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。ただし、ファックス及び電子メールによる場合は、２２に掲げる問い合わせ先に送付した旨を電話で連絡しなければならない。

ア　受付期間

本公告の日から令和８年１２月３日（木）まで（ただし、直接持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

イ　受付時間

午前８時４５分から午後４時３０分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

ウ　受付場所

鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係（鹿児島市水道局本庁舎２階）

エ　受付ファックス番号及び電子メールアドレス

２２に掲げるファックス番号及び電子メールアドレスに同じ

オ　その他

設計図書等に関する質疑応答書の様式は、別に定める様式により提出すること。

なお、様式は、鹿児島市水道局ホームページ（http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index.html）において入手することができる。

(3) (2)に対する回答は、令和８年１２月１０日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係において閲覧に供する。

なお、鹿児島市水道局ホームページにおいても、令和８年１２月１０日（木）までの間、閲覧に供する。

6　現場説明会

実施しない。

7　電子入札による入札期間

令和８年１２月１０日（木）午前８時３０分から同月１１日（金）午前９時まで（かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（午前８時３０分から午後８時まで）内に限る。）

8　紙入札による入札執行の日時及び場所

(1) 日時　　令和８年１２月１１日（金）午前９時

(2) 場所　　鹿児島市水道局入札室（鹿児島市水道局本庁舎２階）

9　入札方法

(1) 入札は、電子入札システムを使用した入札により行う。

ただし、やむを得ない理由により電子入札をすることができない場合には、運用規約第１４条第１項の規定による紙入札により行う。この場合において、入札書は、８に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。

(2) 電子入札の方法等については、本公告に定めるもののほか、運用規約によるものとする。

(3) 運用規約第５条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、紙入札により行う。この場合において、入札書は、８に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、３回までとする。

１０　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除とする。

(2) 契約の相手方は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結の際に納付す

ること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア　契約の相手方が、契約金額の１００分の１０以上の金額につき、保険会社との間に鹿児島市水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険契約に係る証券を提出したとき。

イ　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、当該保証契約に係る証券を提出したとき。

(3) 契約保証金は、契約履行後還付する。

１１　工事費内訳書の提出

(1) 第１回目の入札に際し、第１回目の入札書に記載される入札金額と一致する工事費内訳書を電子入札システムにより、入札書画面において添付して提出すること。ただし、紙入札の場合は、入札書と同時に提出すること。

(2) 工事費内訳書は、別に定める様式により提出すること。なお、様式は、鹿児島市水道局ホームページにおいて入手することができる。

(3) 工事費内訳書に工事名、日付及び記名があること。

(4) 工事費内訳書は、返却しない。

１２　最低制限価格

設定する。

１３　低入札調査基準価格

設定しない。

１４　開札の日時及び場所

開札は、８に掲げる場所において令和８年１２月１１日（金）午前９時５分に行う。

１５　入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　運用規約第５条第８項又は第８条第１項各号の規定に該当する場合の入札

イ　入札に参加する資格のない者及び申込書に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　委任状を持参しない代理人のした入札

エ　工事費内訳書が提出されていない入札

オ　記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

カ　２以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入

札

キ　入札金額が加除訂正されている入札書による入札

ク　記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ケ　再度入札において、前回の入札の最低金額以上の金額による入札

コ　明らかに連合によるものと認められる入札

サ　その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、再度入札に参加することができないものとする。

(4) くじによる落札候補者の決定において、同価入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

１６　入札又は開札の延期

やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札を延期することがあり、この場合、入札参加資格者には別途通知する。

１７　入札参加資格確認審査及び落札者の決定の方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格で申込みをした者を落札候補者とし、通知する。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は失格とする。

(2) 落札候補者とする旨の通知を受けた者は、１８の手続により資格確認申請書を提出しなければならない。

(3) 提出された資格確認申請書により入札参加資格を満たしていることを確認した後に、落札決定を行う。

(4) (3)において入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該入札参加資格を満たしていないと認められた者の次に低い価格で申込みをした者について、(1)から(3)までの手続を繰り返し、入札参加資格を満たしている者１人が確認できるまで行う。

(5) 落札者の決定は、資格確認申請書の提出があった日の翌日から起算して２日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に行う。

(6) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定をした旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してもその旨を通知する。

(7) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

１８　資格確認申請書の提出

(1) 落札候補者は、落札候補者とする旨の通知を受けた日の翌日から起算して２日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に管理者に対し、資格確認申請書を次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

ア　名称等調書

イ　施工実績調書

ウ　専任配置予定の技術者等調書

エ　有資格決定通知書等（写し）

(2) (1)の規定にかかわらず、管理者が入札参加資格要件を満足するかどうか確認するために追加資料の提出を必要と認める場合は、当該落札候補者は同資料を管理者が定める期日までに提出しなければならない。

(3) 資格確認申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出された資格確認申請書は、返却しない。

(5) 申請関係書類の様式は、鹿児島市水道局ホームページにおいて入手することができる。

１９　入札参加資格を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して２日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、管理者に対して、持参した書面により当該理由について説明を求めることができる。

(2) 管理者は、(1)の求めがあったときは、当該書面を受け取った日の翌日から起算して２日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

２０　落札者の契約書類の提出

落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して５日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、契約書類を提出しなければならない。

なお、契約書類については、鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係にて配布するので、落札決定の通知を受けた後、速やかに来局し、契約書類の配布を受けること。

２１　請負代金の支払に係る年割に関する事項

令和８年度における本工事の請負代金の支払いについては令和８年度予算額を限度とし、令和９年度における同代金の支払いについては令和９年度予算額を限度とし、その余の請負代金については令和１０年度予算から支払うものとする。

２２　問い合わせ先

〒８９０－８５８５　鹿児島市鴨池新町１番１０号

鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係（鹿児島市水道局本庁舎２階）
電　話　（ダイヤルイン）０９９－２１３－８５１１
（代表）０９９－２５７－７１１１
ファックス　０９９－２８５－６７７９
電子メールアドレス　kankei-kei@city.kagoshima.lg.jp